

流刑考

江戸時代、天草が遠島の地（流刑地）であったことを知る人は少ないのでないだろうか。

天草は現在、崎津が潜伏キリシタン関連で世界遺産となつて、市当局や観光協会あげてPRに躍起になつている。しかしそく考えてみると、為政者、現在的に言うと行政が一宗教を禁圧したために潜伏せざるを得なかつた訳であり、決して手放しで沸くのもどうかと思う。

つまり歴史的にかつての徳川政権の過ちを認めるのか、あるいは仕方がなかつたのか、そういう点での、現代的視点からの検証も大事なことだと思う。

天草が遠島、即ち流刑地であつたという事は、潜伏キリシタンと同様、世界遺産はともかく日本遺産に匹敵する価値があると思う。ただ流罪地という歴史的に負のイメージを持つテーマで、そのことをアピールすることは難しい。しかし何も観光的にアピールする必要はないわけで、しっかりと天草が背負つた、或いは背負わされた歴史を検証することは必要な事ではなかろうか。

江戸時代の当初は律令制に倣い、流刑は主として公家、僧侶、武士といった特殊階級の罪刑であり、しかも政治的犯罪刑罰であつた。ただ庶民にも適用されたような史

料もあるが。

それが一般庶民にまで適用されるようになつたのは、四代将軍綱吉（任期1680～1709）の頃からであつた。当然流人の数も多くなつた。

天草に最初の流人が配流されたのは、『天草近代年譜』によると、明暦元年（1655）とされているが、この時の人数は記されていない。

いやそれ以前に天草への流人に関する史料が残されている。以下は、『天草代官 鈴木重成鈴木重辰関係史料集』に掲載されている史料による。やや難解だがそつくり転記する。

正保四年（1647）の事。鈴木重成代官支配の時である。

天草に流人

（出典）『大村見聞集』曾同科書店。一九九四年）

藤野保・清水紘一編 一三一五頁

「天草流人警固之者罷帰候節、馬場様より之來書
二御答」

一筆令啓上候、先日は天草江流人之者被差遣候ニ罷越候、自此方之警固之者罷帰候ニ被入御念預貴札添

致拝見候、先以其元御無事被成御座候由、珍重奉存候、此方別条無御座候、將又山崎權八郎殿去朔日其元御立之由、今程御一人ニ而万端御苦勞奉察候、是式ニ候得共海鼠腸一桶進上申候、寔書中之印迄御座候、恐恒謹言、

十一月六日

大村丹後守純信

馬場三郎左衛門様 人々御中

(付記) 天草流人についての初見史料である、警固に大村藩士が遣わされたものと思われる。(鶴田倉造)

この史料によつて分かることは少ない。

流人の数、どこから送られて來たのか。江戸時代は現代で思う以上の法整備があつた様であり、としたら如何なる法の下に天草に流人が送られて來たのか。

幕領(天領)となつたばかりの天草に、早くも流人が送られて來たというのはうがつた見方をすれば、流謫地に困っていた幕府が、その流謫地を確保する上での一施策であつたかも知れない。

と考えられなくもない。

そこで資料を探ると。

その後、天草へは元禄五年(1692)に、高野山僧が

132人と一時に多くの人が流されている。実数は140人だが、2人は大坂で6人は富岡で死去している。

132人は天草への流人数であり、全体では600人余に及ぶ。

600余人という数は、どう見積もつても一流刑地で受入れられる数をはるかに超えており、天草が天領として住民に有無を言わさず、流謫地として効果を最大に發揮したことになるだろう。

ちなみに高野山僧の他の流謫地は、肥前五島、大隅薩摩、隠岐、壱岐である。

天草以外は私領だが、流謫地としての島が天草以外になかつたことで、あえて私領を指定したという事だろう。

時は流れもう少し経過した元禄15年(1702)55人、

元禄16年(1703)には45人が流されている。

勿論これは史料に残されている結果であり、それ以外にも有るのかないのか正確なことは分からぬ。

もう少し詳細に記しているのが、『流人と非人』森永種夫著 岩波新書である。それによると、寛文4年

(1664)から正徳6年(1717)迄の53年間に、天草島への流人について、享保5年(1720)の報告書(長崎奉行所判決記録)が残されている。

当時の天草島の流人の合計は139人であった。

内訳は。

内 赦 免	62人	江戸	108人
赦免を受けて無事帰国した者	52人	長崎	8人
赦免を受けた後天草島で病死した者	1人	天草	7人
赦免を受けた後帰国の船中で病死した者	1人	美作	7人
赦免を受けそのまま天草に住むことを 願い出した者	8人	日向	3人
死亡	54人	豊後	3人
判決後乗船前に病死した者	3人	讃岐	2人
天草島へ向かう途中船中で病死した者	4人	豊前	1人
天草島で病死した者	43人		
縊死した者	2人		

である。

現在時的にみて不思議なのは、天草人が同じ天草に流されていることだが、説明によると天草の7人はすべて富岡町の出身であり、富岡から同じ天草でも富岡の遠地に流されたものである。

時代劇を見ると、“江戸処払いに処す”というような処

方が下される場面があるが、似たようなものだろう。

④ ③	流罪中乱暴を働いて入牢中病死した者	1人	1人
島抜け	島抜け	1人	1人
流人として在島	流人として在島	22人	22人

また彼ら流刑に値する人たちはどんな罪を犯したのだ
ろうか。

死亡のうち病死したものは54人であり、流人が過酷な環境にあったことが想像できる。

その流人の出身地を見ると。

傷害・殺人未遂・殺人・密通・重罪の連座、年貢未納など重罪の人もあるが、その大半は駆け落ちして無宿になつた者、親の勘当を受け親戚にも身柄引受が無かつた人たちもあり、まさに軽微な罪？で流罪になつた人が大半だという。

この軽微な罪を流人として扱う事がないようになつたのは、次に述べる、「御定書百箇条」が制定されてからだという。

流刑（犯罪）の法廷整備

先述したように、これまで天草への配流があつたとはいえ、それほど多くなかつたようだが、一般庶民の流罪が定着したのが、八代將軍吉宗の寛保二年（1742）に制定された「公事方御定書」によつて明文化されたためである。

この「公事方御定書」は、「御定書百箇条」とも称されるように、103条からなるが、細かく分類すると実に500余条に及ぶ膨大なものである。また一度に制定されたものでなく、数年を要したという。

この御定書は現在の「刑法」に当たるものだが、流刑に關しても細部に亘つて具体的に規定している。

流謫地については

「江戸ヨリ流罪者ハ、大島、八丈島、三宅島、新島、神津島、御藏島、利島、右七島ニ遣ス、京、大坂、西国、中国ヨリ流罪ノ分ハ、薩摩、五島ノ島々、隱岐国、壱岐国、天草郡ヘ遣ス、」

と規定している。

ただしこの御定書の適応を受けるのは幕府直轄地の住民であり、諸藩の民は勿論この適用外であつた。

西国諸島の流人は、公儀掛即ち京都奉行、大坂町奉行、長崎奉行によつて吟味、老中の裁決を以て決定した。
（『西南諸島流人の歴史』大隈三好著）

この「御定書百箇条」に規定されている流罪に処せられるのは、どのような犯罪を犯した場合かを記されている。その一部は。

○江戸十里四方のうち並びに御留場の内で隠し鉄砲を所持していた者。

○廻船が暴風雨に遭つた時、船が難破したと偽り、積み荷を横領しようとした船頭になれ合い、その配分を受けた者。

○幼女に不義をしかけ怪我をさせた者。

○寺持ちの僧で女犯の振る舞いがあつた者。

○博打うちの筒取り、並びにその宿をした者。

○武士屋敷で博奕をした者。

○インチキ博奕をした者。

○金子合力のためと称して博奕を催し、合力金のうち

内緒で自分の配分を取つた者。

○非分もない実子なり養子なりを、短慮のためふと殺した親。

○弟妹姪甥を短慮のためふと殺した者。

○人殺しの手引きをした者。ただし、人を殺した当人

が駆け落ちして見つからぬ場合は下手人となる。

○指図を受けて人を殺した者。

○相手から不法のことを仕掛けられ、やむなく刃傷し

て人を殺した者。

○渡船を沈め、溺死者があつた場合の水主。

○車を引き掛け人に怪我をさせた者。

○口論の上人を傷つけ、渡世もできないほどのカタワ

にした者。

○親が殺され、死骸は確認したが、物入りを嫌い、村役人などと相談の上、訴え出ないで隠していた者。

○弓鉄砲で、誤つて人を殺した者。

○幼年であえなく人を殺した者。（15歳まで親類預けの身となり、15歳になつたら遠島）

○幼年で放火した者。（右同）

○辻番所で博奕をした者。

等々。

これを見て思うのは、博奕をした者は全てというよりもいちいち条件を付けていること。また人を殺した者も一樣ではない。勿論殺人は基本的に死罪であるが、誤つて人を殺したような情状酌量を認めていること。

このように、遠島処分は死罪に次ぐ重罪であるため、それなりの罪を規定しているが、意外と軽い罪で流罪になつた者も多い。例えば定舜上人。これらに比べ上人の罪とされたものは軽い。

流人が島で罪を犯した場合は最悪死罪となる。

例えは死罪相当の悪事をした者は当然死罪であるが、

島抜けも死罪とされている。

また不思議なことに、金銭を盗んだ場合の刑罰は、死罪か重敲きの上入れ墨と遠島はない。

それにしても10両以上盗めば死罪といわれており、今日では考えられない罪科である。ただ、一般的説であるが、特に五代将軍綱吉のいわゆる「生類憐れみの令」發布以降、かなり罪科が緩和されたと思えるが、残念ながら筆者はそこまで史料を持ち合わせていない。

この規定により、他島と違い本土にごく近い天草島が流謫地となつたのは、もちろん幕府直轄領（天領）であつたためである。その他の島は私領であつた。藩が幕領の流人を受け入れるのははなはだ迷惑であつたが、如何に大藩薩摩藩と言えどもNOとはいえない。

ただし天草が流謫地として適当であつたかと言えば、他地と違い本土に近いため島抜けも他島よりかなり多く発生している。

この流謫地については、順繰りに決定されていたといふ。したがつて、定舜上人が天草に決定したのは、たまたまであつたといえよう。もし上人が薩南諸島に流されいたら、上人の流謫地の生活も変わつていただろうし、旅もできなかつたかも知れない。それは幕領は支配が私

領と比べ、比較的緩やかであつたこと。また本土に渡るのは交通の便も良かつたからである。そういう理由で上人にとっては、天草になつたのは幸いなるかなと信じたい。

流人の身分・罪刑

残念ながら、流人となつた各位の罪名は全くといつていいほど不明である。では、刑を執行された時の身分はどうかというと。

『西海義民流人衆史』で故鶴田文史氏は、天草配流になつた者の詳細なデータを蒐集し同誌に記しているが、何しろ現在で言う官庁の記録は「御用触」「長崎代官記録」「長崎犯科帳」「長崎維新文書」等で限られたものしかない。でもこういう記録が残つてゐるだけでも一級の歴史資料であり有難い。

そして多くを占める史料が、御寺の過去帳等である。この過去帳が残つてゐるだけでも奇跡だが、お寺を尋ねてこの史料を丹念に調査した鶴田氏の努力・功績に感謝の念を禁じ得ない。

さてこの資料から読み解いて、犯罪を犯したときの身分を見てみると。大半は不明であるが、160余名の中で、その占める割合が多いのが僧籍にあるものである。その数35名。このお坊さんでも住持というものが結構いる。

先に紹介した「御定書百箇条」では、「寺持ちの僧で女犯の振舞があつた者」という条文があるが、おそらくこれに該当するものだろう。

お坊さんとて人間、性的欲望を抑えることはできない。

いや人の根源に係わるものであるが、これを抑圧した結果、非行（当時の）に走るのは人間として当たり前のことが・・・。

西洋でも、現在厳格な規律があるキリスト教では、宗教者による性問題が発生しているという。

ここで確認しておきたいのは、かの定舜上人はこのような罪名でないことをあらためて明記しておきたい。

お坊さんより多いのが無宿と呼ばれる人たち。前掲の

資料によると、35人。無宿とは現在では考えられないが、一般国民、住民として社会から炙り出された人を言う。身分社会の大きかつた当時はちょっとした過ち？（自分でなく、親兄弟等も含む）を犯した罪や様々な理由

で、エタ・非人とか呼ばれる身分に落とされた人びとが多数存在していた。彼らはまつとうな暮らしを営めず、勢い犯罪に走ることは容易に想像できる。

こうした中で同等の犯罪を犯しても、身分低いものと高位の者との差は現在も続いているかも知れない。

いやそれよりも、人間如何に扱われた人々の境遇で、犯罪を犯さざるを得なかつたことにもつと検証があればと思う。

遠島の執行権者は？

時代劇を見ていると、町奉行の遠山金さんがもろ肌脱いで刺青を見せながら「罪は明白である・・・遠島申し付ける」と判決を言い渡す場面がある。現在は三審制であるが、これは一審判決で罪が決まることになつていい。

でもこれは正しくはない。町奉行が判決を下せるのは、中追放迄の軽刑迄である。遠島となると死刑に次ぐ重刑であり、遠島が相当な刑罰と判断されたなら、老中へ仕置伺いを出し、老中は評定所へ諮問し、評定所の審議を

基に判決を決め、形式的には將軍が採決したという。

現在でも死刑は上訴がなければ地裁でも判決が決められるが、執行をするには法務大臣の死刑執行の署名が必要であるのと同じようなものだろう。

村人にとっての流人受入れは

流人に関する書は多いが、その内容は流人そのものが主人公であり、有無を言わざり受け入れさせられた村方の記述はほとんどない。

そのため推察する他はないが、村や村人にとって流人受入れは迷惑この上もない事であつたことは容易に想像できる。

流人と言つても、定舜上人のように幕法によれば悪人でも、世間的には高潔な人もいたわけで、そのような流人を引き受けた村は、村や村人にとって幸いなことであつたろうが、このような例は極端で宝くじに当たつたようなものであつたろう。

流人が送られてくると、まず各組に割り当てられる。

その後、組は各村へ割り当てた。その割り当てに對しては、各村へ片寄らず平均するよう、くじ引きによつて割り当てられたという。實際、巻末に添付した各村の流人受入れを見てみると、ほぼ平均していることが分かる。

江戸時代は厳格に村高という指標があり、村の生産力がよく分かるが、その生産力が流人受入れに考慮されたようで、されなかつたようでもよく分からぬ。

ただ各村は、特に少村は互いに助け合つてゐたような面もうかがえる。（本書・野口瀬兵衛撲殺事件参照）

さて流人を受け入れると村はどう対処したのであらうか。

流人は基本的にその流罪地で自活するのが第一の条件であつたといふ。

しかしそのよう世間でまつとうに生きてきた流人はまれで、ほとんどはその世間にうまく対応しきれなかつた人であろう。

そのためその村で自活するには、當時としては手内職（技術）を身に付けていたなら、当然村にとって重宝な存在であり、ある意味歓迎されたかもしれない。また計算や文字が書ける学識ある流人も重宝がられたと思え

る。

しかしそういう人は極々少数で、大半は、村にとつて
厄介な存在であつた。

合い村落共同体を維持してきた村に、突然オオカミのような人が現れ、そのオオカミを村が守つていかねばならぬ立場になつた。

村にとつては、大事である。

その村にとつて大事なのは。

まず、流人は犯罪者とはいへ、れっきとした幕府からの預かり人であるという事。現在と違ひ幕府の権威はけた違いに強く、少しでも幕法に背くと罰せられた。背いたといういうより、落度があつただけで。

したがつて法的には犯罪者であつても、幕府からの大切な預かり人といえる。

その大切な預かり人が問題を犯したら、村の責を追及される。

そのため村は細心の注意を払つて、流人をある意味大切なお客様として遇したことは間違ひない。

つまり現在的にいうと、村は刑務官の立場であり、刑務所に収監されている受刑者の扱いと似ている。

官の役人でも、極悪の犯罪を犯した受刑者といえども、私的感情等で対応してはならない。

つまり流人はお上から預かたお客様などいえようか。勿論そのお客様が一般的に一筋縄ではいかない人物だから厄介だ。想像するに、貧しいながらも村人相互に助け

明治まで続いた流刑

明治新政府は、旧幕時代の流罪人は、大逆犯を除いて全部恩赦した。したがつて天草からも流人の姿は消えたが、元流人たちは上人のように天草に残つた者もいる一方、故郷へ帰つた者など様々であつたろうが、残念ながらその記録は残つていよいよある。

しかしこの流罪という刑罰は明治維新によって一気に無くなつたわけではない。どころか流謫地は北海道に限られしかも北海道開拓に強制的に使用された。

私見だが明治維新というと、徳川政権の悪を一蹴して、日本が近代国家になつた様な錯覚に陥りやすいが実はそうではない。

明治維新なるものを実行したのは、ヨーロッパで見られる革命ではなく、ある意味單なる政権移譲であつたといえる。

したがつて旧幕の施策を一変するのではなく、政権の権力者を徳川から朝廷に代えるというものであった。

その一例がキリストン禁令の継続である。その他多くは革命的に徳川政権を一新することなく継続をしたこと。それは流人制度を継続したこととも挙げられる。

「浦上四番崩れ」と言われる潜伏キリストン発覚によつて、キリストンは流罪になり過酷な拷問が行われた。

明治御一新といつても、刑法犯にとつては、逆に過酷な運命が待ち受けていたのである。流刑が全く廃止されたのはなんと明治四十一年というから驚く。

今日の我々は、徳川幕府による民衆に対する強権政治

を、明治維新により緩和されたかの錯覚があるかもしれないが、歴史的事実はどうであつたのか。検証する必要があるのでなかろうかと思う。

徳川時代の弊害は、民衆にとつて大きなことは事実であろう。では徳川時代の民衆が押しなべて不幸であつたのかといふと、そうとも限らない。もちろん現代社会と比べたら、言語道断であろうが、一概に全て悪であつたとは思えない。民衆は封建社会の世とはいえ、それなりに逞しく生きていたと思える。それは幕末から維新にかけて日本を訪れ、日本人の生活や風習などに興味を覚えた欧米人の写真や記録を残した史料を読み解くとよく分かる。

庶民は封建制社会という身分社会の中でも、逞しく活き活きと暮していたことも事実である。

勿論現代と比べたら民主主義的には比較にはならないが。

ただしそれは民主社会の発展の中で通らねばなかつた道であり、ただ単に否定する事は慎まねばならない。

現代的にいふと、流刑という政策は流罪人にとっても、受け入れることを強制された村や村人にとっても、過酷な罪刑と言えるかも知れない。

ただし時代ドラマの桃太郎侍や暴れん坊将軍等で、悪人を斬つてしまつたのが評判をとつてゐるが史実は全く違う。

封建制社会は、悪社会のように思えるが、実際は極悪の犯罪を犯した者には、厳しい刑罰を与えるが、そこのこの罪を犯した者に対するは、かなりの温情的な刑罰を与えるのが流罪であつたかも知れない。

最後に付け加えると。

流罪は現在的に言うと、無期懲役に当たるかと思う。勿論罪の軽重は違うので、一概に言えないが。死刑にするにはあまりに・・・・・かといって、有期刑には・・・・・。いう事で、為政者は良い刑罰を編み出した。

もし現在の無期懲役に相当する人を、幕府の刑務所に

収容したら、たちまちパンクすることになろう。勿論江戸時代は犯罪の少ない世界的にも稀な時代であつたといふが、それでもそれ相当の犯罪者を施設に収容していくかねばならない。

その経費や負担を軽くするため、遠島として離島に送り込んだ。こんない合理的化はない。

勿論当時は島の住民が、どんな苦労や負担を強いられたいたかの配慮はなかつたし、島民は肅々としてそれを受け入れざるを得なかつた、時代背景がある。

翻つて、考えてみたい。

もし今、天草に無期懲役刑の囚人や、死刑判決を受けた死刑囚の収容所や無期懲役の刑務所を設置したいと提案されたら、島民はどんな反応を示すだらうか。反対が多出することは必至だと思える。

江戸時代当時、民主主義的な面はほとんど無く、お上の言う通り的な世の中であつたため、これを見ても民主主義の世に生きていることを幸せと感じざるを得ない。勿論万全ではないけれど。

《余考》

現在日本は世界的にも平穏な国といわれている。だがアメリカのような銃乱射による多人数殺人は殆どないとはいへ、種々要因による殺人事件は後を絶たない。

この凶悪犯罪に対し、世界は犯罪者に対する死刑を無くす国が多数となつてゐる。しかし日本は世界的にもこ

こ数十年戦争のない社会を築いた国にしては、死刑制度には寛容だという。

これは日本人の潔癖症を具象化したものと思うが如何だろうか。

それは殺された人に何の落ち度もなく、有無を得ず殺されたことに対する罪科の重みを慮つての事であると思うが。

ただ現在も続いている再審申請などを観ると、果たして罪科に問われた人が本当にそれに値するのだろうか。と問ざるを得ない。

現在の司法制度に於いてもそうなのだから、江戸時代のことになると、罪なき人が罪人に問われたり、例え微罪であっても何らかの理由で重罪になつたりと、現在では考えられない判決が行われたといつても過言ではないだろう。

遠山金さんや、大岡越前の“名裁き”に溜飲を下げている場合ではない。いくら彼らが名奉行だとしても、ドラマのように簡単に真実が分かるはずもない。

